

令和6年1月10日  
第5回羽島市防災会議条例専門部会

## パブリックコメントに対する条例修正案

	項目	条例修正案
1	<p>■項目及びページ 条例の制定</p> <p>■意見 本条例は基本的に必要である。各項目もこの内容で良いと思う。問題点は、この条例を市民に周知徹底させるための工夫が必要である。</p> <p>■理由 防災訓練時の「玄関にタオル」といった極めて初歩的なことすら市民の周知率が50～70%である。 本条例施行後の周知率が懸念される。</p>	なし
2	<p>■項目及びページ 第2章 自助 第3条第1号（市民の自助）</p> <p>■意見 「地震に備え耐震補強および家具の固定をする。」「水害に備え家屋の建設時には必要な造成（盛土等）を行うことに努める」等の具体的な内容を規則等で市民に提示する。</p> <p>■理由 条文のみでは具体的な取組が示されておらず提示する必要があると考える。</p>	<p>条例案 3ページ ワークショップの意見を基に次のとおり条例を修正</p> <p>現行 (1) 所有し、又は使用する建築物その他の工作物について災害発生時の被害を防止するための措置を講ずること。</p> <p>修正案 (1) 建物の所有者は、耐震診断を受け、耐震性のない建物については耐震補強又は建て替えなどにより耐震性を確保すること。 (2) 地震により転倒の恐れのある家具については、配置の見直し又は固定するなどの措置を講ずること。 (3) 建物を建築しようとする者は、盛土並びに高い水密性及び被災後の復旧に配慮した構造により水害に備えること。</p>

令和6年1月10日  
第5回羽島市防災会議条例専門部会

## パブリックコメントに対する条例修正案

	項目	条例修正案
3	<p>■項目及びページ 第3章 共助</p> <p>■意見 「事業者は地震又は水害の災害時に自己の所有する建物を提供する。」を提示する。</p> <p>■理由 事業者の具体的な行動が示されておらず提示する必要があると考える。</p>	<p>条例案 5ページ ワークショップの意見を基に次のとおり条例を加筆 (事業者の共助) 事業者は、所有する土地建物を地域コミュニティに対して緊急避難場所、自主避難所、防災資器材の保管所等として提供するように努めましょう。</p>
4	<p>■項目及びページ 条例のタイトル</p> <p>■意見 「市民による」、「市民のため」を入れた条例名としてはどうか。</p> <p>■理由 ワークショップで作成した条例であるため。 「自分(市民)の命は自分(市民)で守る」と前文にあるため。</p>	<p>条例案 1ページ 専門部会員の意見 ・「市民が作った」ことが分かる条例名にしてはどうか。 ・「防災」に加え「減災」という言葉を入れていく必要がある。</p> <p>タイトル案 ①市民による防災減災条例 ②市民による市民のための防災減災条例 ③市民が作った市民のための防災減災条例</p>

## その他の修正

	項目	条例修正案
1	<p>■項目及びページ 前文</p> <p>■理由 能登半島地震において倒壊した家屋による被災者が多いため</p>	<p>条例案 1ページ 能登半島地震に関して追記 平成7年の阪神・淡路大震災では、既存の弱い建物の倒壊や家具の転倒を原因として多くの方が亡くなっており、それらの補修、補強、建替え等が最も優先順位の高い対策であることがわかりました。それから約28年経過した令和6年の能登半島地震においても倒壊した家屋を原因として多くの方が被災しました。</p>